

指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第9号

指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲を定める規則（昭和41年規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第3（第3条関係）					別表第3（第3条関係）				
名称	取扱店舗	取りまとめ店		取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取りまとめ店		取扱事務の範囲
		店舗の名称	位置				店舗の名称	位置	
(略)					(略)				
株式会社秋田銀行	日本国内の店舗	株式会社秋田銀行福島支店	福島市栄町	市収入金の収納	株式会社秋田銀行	日本国内の店舗	株式会社秋田銀行福島支店	福島市大町	市収入金の収納
(略)					(略)				

附則

この規則は、公布の日から施行する。